

「医療等にかかる消費税問題の抜本的解決のための請願」

総務教育常任委員会聞き取り 説明要旨

平成28年3月3日

公益社団法人鳥取県医師会

1. 消費税は、最終消費者が支払う税金である

- 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付する。(一部、輸出業者には消費税が免除される場合があり、還付を受けることができる制度がある。=消費税法第7条=)
- ところが、医療機関は、患者さんから消費税をいただいていないので、仕入れ等にかかった消費税を負担(持ち出し)している。⇒ 控除対象外消費税問題
- 医療機関が支払う消費税は、社会保険診療等収入の1.87%、設備投資分を含む場合は2.2%(いずれも平均)であり、病院や診療所など医療機関の規模の大小に関わらず、支払う消費税の割合はほぼ一定である。(例:平成26年度の県立中央病院の医業収入約116億円で支払消費税は約2.5億円、県立厚生病院では医業収入約58億円で支払消費税は約1.2億円と推計され、持ち出しとなっている。)

2. この問題を解決するタイミングは、消費税法改正時(増税される時)である

- 自民党、公明党の平成28年度税制改正大綱が平成27年12月16日に決定され、検討事項として「平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」と記載された。
- 消費税は平成26年4月に5%⇒8%となり、平成29年4月には10%に増税される予定なので、解決に向けての議論は平成28年の秋～冬にかけてヤマ場となる。

3. 具体的な解決策は、財務省、厚生労働省、日本医師会などの医療関係者で検討する

- 日本医師会「医療機関等の消費税問題に関する検討会」には、医療関係団体のほか、財務省と厚生労働省から審議官クラスが参画しており、抜本的解決に向けて議論している。

4. 同様の趣旨の意見書が、平成18年12月鳥取県議会で採択された

- 平成18年12月鳥取県議会に今回と同様の趣旨の請願を行ない、「消費税の非課税取引の見直しを求める意見書」として採択され内閣総理大臣をはじめ関係先に送達された。
- 平成18年～平成20年にかけて全国14の道県議会において意見書が採択となっており、鳥取県が全国初であった。

[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [タックスアンサー](#) > [消費税](#) > [課税取引・非課税取引](#) > No.6201 非課税となる取引

No.6201 非課税となる取引

[平成27年4月1日現在法令等]

1 概要

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。

しかし、これらの取引であっても消費に負担を求める税としての性格から課税の対象となじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。

2 主な非課税取引

- (1) 土地の譲渡及び貸付け
土地には、借地権などの土地の上に存する権利を含みます。
ただし、1か月未満の土地の貸付け及び駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税取引には当たりません。
- (2) 有価証券等の譲渡
国債や株券などの有価証券、登録国債、合名会社などの社員の持分、抵当証券、金銭債権などの譲渡
ただし、株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権などの譲渡は非課税取引には当たりません。
- (3) 支払手段の譲渡
銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、約束手形などの譲渡
ただし、これらを収集品として譲渡する場合は非課税取引には当たりません。
- (4) 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託や公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金など
- (5) 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡
- (6) 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
- (7) 国等が行う一定の事務に係る役務の提供
国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料
なお、この一定の事務とは、例えば、登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付などです。
- (8) 外国為替業務に係る役務の提供
- (9) 社会保険医療の給付等
健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療など
ただし、美容整形や差額ベッドの料金及び市販されている医薬品を購入した場合は非課税取引に当たりません。
- (10) 介護保険サービスの提供
介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービスなど
ただし、サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は非課税取引には当たりません。
- (11) 社会福祉事業等によるサービスの提供
社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供

(12) 助産

医師、助産師などによる助産に関するサービスの提供

(13) 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供**(14) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け**

義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの

(15) 学校教育

学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校等の授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明手数料など

(16) 教科用図書**(17) 住宅の貸付け**

契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限られます。

ただし、1か月未満の貸付けなどは非課税取引には当たりません。

(消法4、6、消法別表第一、消令8～16の2、平22改正消令附則1、旧消令11、消基通6-1-1～6-13-9)

参考: 関連コード**6229 商品券やプリペイドカードなど****消費税基本通達11-3-7 郵便切手類又は物品切手等の引換給付に係る課税仕入れの時期**

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、税についての相談窓口をご覧ください。

※ 下記の電話番号では、国税に関するご相談は受け付けておりません。

[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [タックスアンサー](#) > [消費税](#) > [輸出と輸入](#) > No.6551 輸出取引の免税

No.6551 輸出取引の免税

[平成27年4月1日現在法令等]

事業者が国内で商品などを販売する場合には、原則として消費税がかかります。しかし、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、内国消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくものです。この場合の輸出取引とは、商品の輸出や国際輸送、国際電話、国際郵便などをいいます。なお、輸出免税を受けるためには、資産の譲渡等が輸出取引となることについて、その輸出取引等の区分に応じて一定の証明が必要です。例えば、物品の輸出のうち輸出の許可を受けるもの場合には輸出許可書が、サービスの提供などの場合にはその契約書などで一定の事項が記載されたものが、輸出取引等の証明として必要です。このように、輸出取引は消費税が免除されますが、それに対応する課税仕入れには消費税及び地方消費税の額が含まれていることとなります。この課税仕入れの金額には、商品などの棚卸資産の購入代金のほか、その輸出取引を行うのに必要な事務用品の購入や交際費、広告宣伝費などの経費なども含まれます。そのため、輸出の場合には、課税仕入れに含まれる消費税及び地方消費税の額は申告の際に仕入税額の控除をすることができます。

(消法7、30、消令17、消規5)

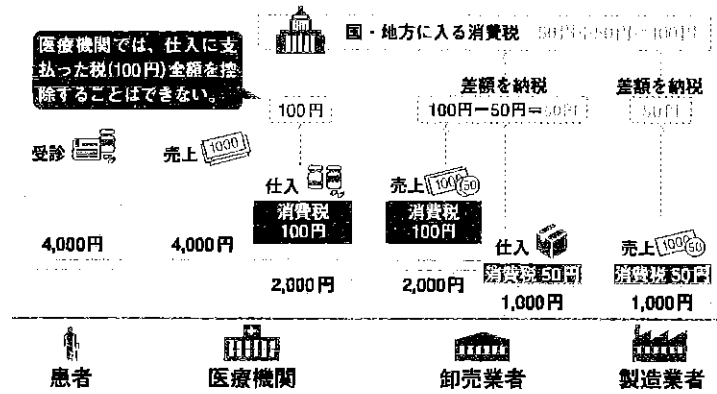
国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、税についての相談窓口をご覧ください。電話相談をご利用ください。

※ 下記の電話番号では、国税に関するご相談は受け付けておりません。

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁

※消費税5%の場合

社会保険診療における消費税の仕組み



控除対象外消費税と医療機関にかかる税負担
 みなさんは、医療における消費税の仕組みをどのくらいご存知ですか？
 消費税は、モノを買ったりサービスを受けたりする取引において、最終消費者に課税される税金です。中間事業者は売上にかかる税額から仕入れにかかる税額を控除して国・地方自治体に差額を納付していますが、税を実際に負担しているのは最終消費者で、各事業者には税の負担はかかっていません。
 原則として、消費税は国内におけるすべてのモノ・サービスに課税されますが、例外となる取引もあり、社会保険診療もそのひとつです。病気になったり怪我をしたりして治療を受けている患者さんの診療費や処方薬には、消費税はかからない仕組みになっているのです。
 ただし、診療を行うために購入する医薬品や設備投資には消費税がかかっています。結果、医療機関が仕入れ分の消費税を控除できず、その分を自ら負担せざるをえない事態になっているのです(図)。このように中間業者の負担となる消費税は、控除対象外消費税と呼ばれています。

医療における消費税問題

医療の消費税をめぐる、医療機関と国民にかかっている負担の見直しが必要です。

現状では、診療報酬に対して1・53%を上乗せすることで、負担の解消が試みられています。しかし、ほとんどの医療機関でそれを上回る控除対象外消費税が発生しており、現在の上乗せ額では不十分です。なお、消費税が10%まで引き上げられた場合には、今の2倍の控除対象外消費税が発生することになり、問題は更に深刻なものになるでしょう。
 消費税法を改正し
 ゼロ税率へ
 問題を根本的に解決するには、控除対象外消費税が発生しない仕組みを作る必要があります。

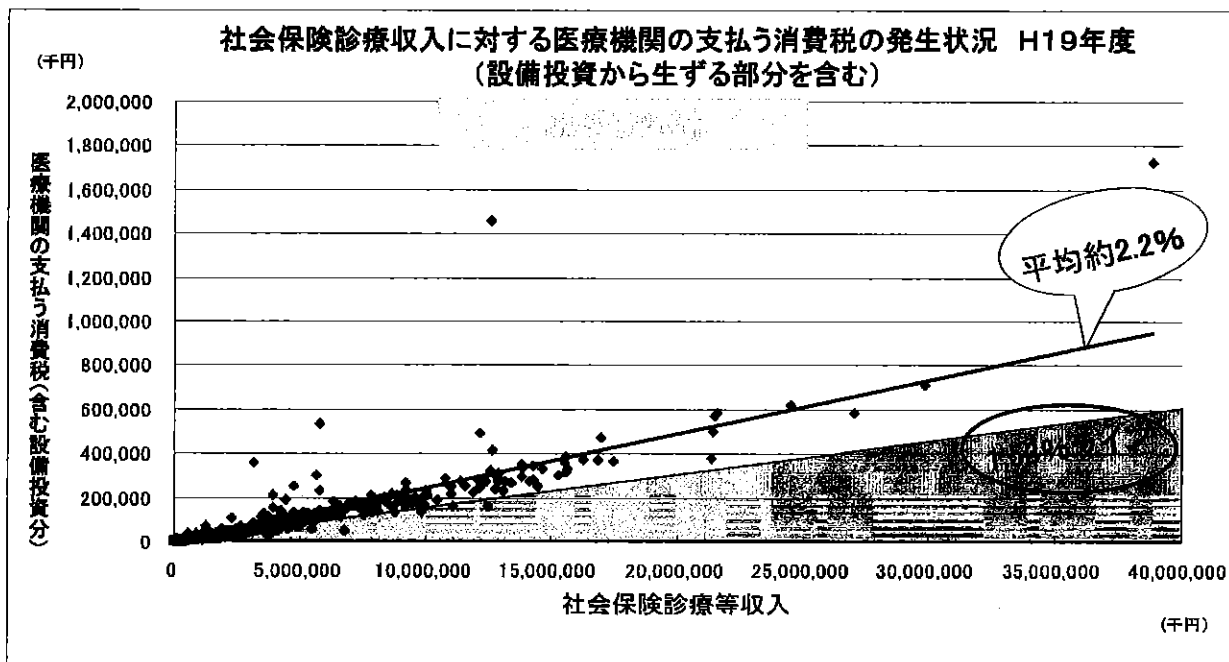


上 協会 常任理事

「医療に関わる消費税の仕組みは、医療機関にとっても患者さんにとっても、大きな問題をはらんでいます。この問題を解決し、合理的な取引と安定した医療経営を行っていくために、日本医師会は税制の改正に向けての取り組みを行っています。」
 (三上常任理事)

そのためには、消費税法を改正し、社会保険診療を課税取引にしなければなりません。
 ただし、その際に患者さんの負担が増えてしまわないよう、配慮することが必要です。そのため日本医師会が提案しているのが「ゼロ税率」の制度です。ゼロ税率では、税率がゼロなので患者さんの負担は増えませんが、課税取引であることにより、医療機関が支払った消費税額を控除することが可能になります。

3. 医療機関の支払う消費税の実態



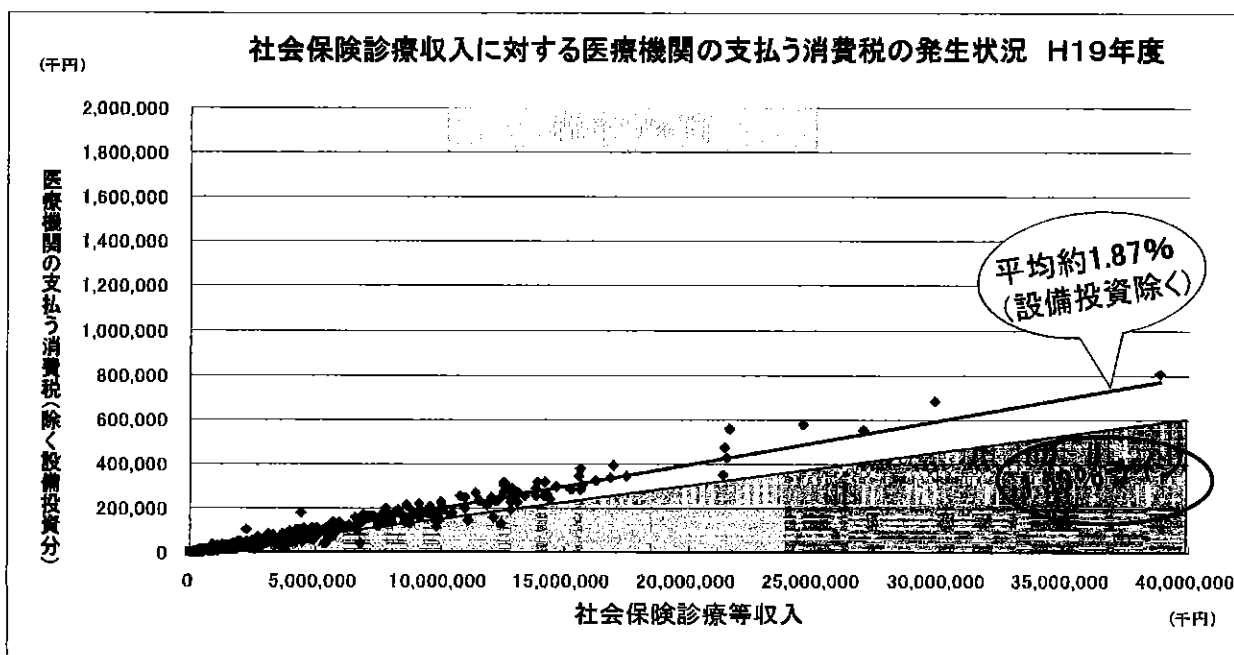
日医総研 消費税の実態調査より

12

※現状では、診療報酬に対して1.53%を上乗せすることで、負担の解消が試みられている。

3. 医療機関の支払う消費税の実態

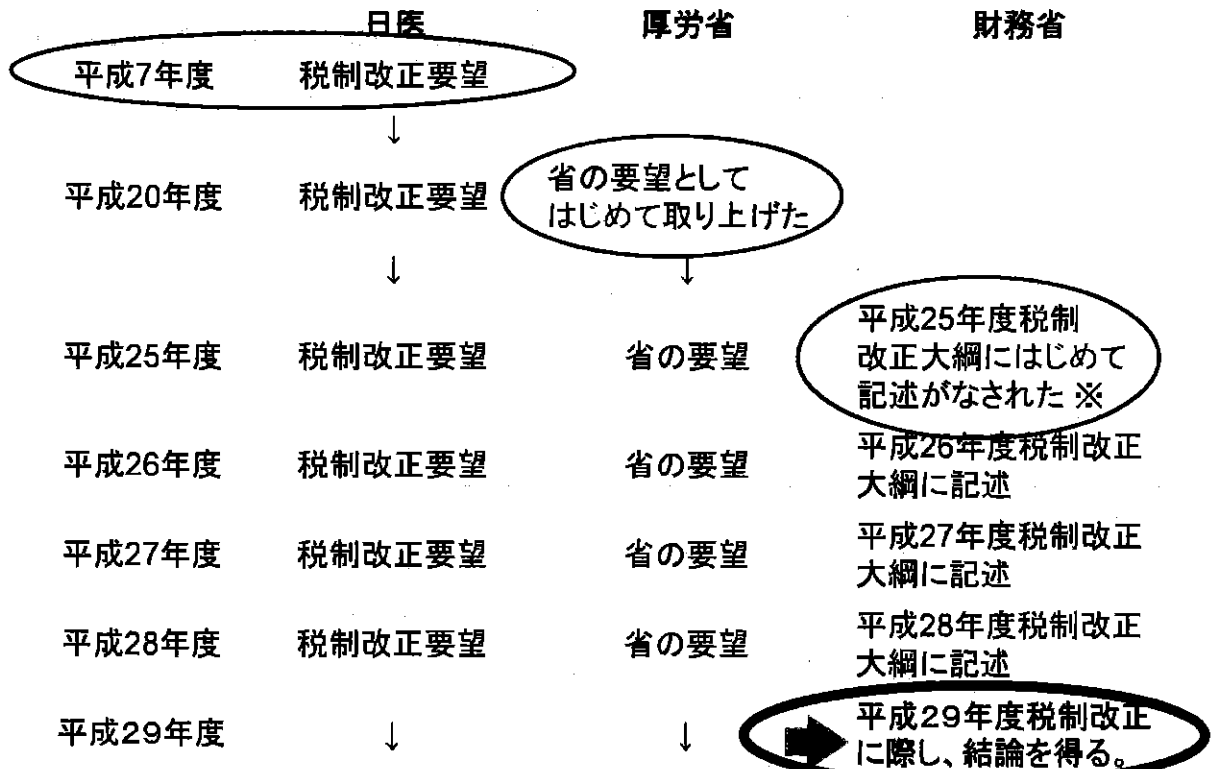
医療機関の規模の大小に関わらず、支払う消費税の割合はほぼ一定。



日医総研 消費税の実態調査より

13

2. 控除対象外消費税問題の日医・厚労省・財務省の取り扱い



※ 税制改正大綱の記述によって、財務省が検討課題として認識。

『平成25年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

※『平成26年度税制改正大綱』(自民党・公明党)も同文

『平成27年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取り組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

※『平成26年度税制改正大綱』(自民党・公明党)に、上記____線の箇所が加わった。

21

4. 『平成28年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

- 平成27年度税制改正大綱の文面に対して、「個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより」および「こうした取り組みを行いつつ」の文言については、本会設置の「医療機関等の消費税に関する検討会」が実施した実態調査により、そのようなかたちでの見える化は困難であるとの結論が出たことを踏まえて削除された。また、下線青字部分の2箇所の文言が加わり、抜本的解決へ向けて、より前進した書きぶりとなった。

25

7. 日本医師会 平成28年度税制改正要望より 1/2

日本医師会 平成28年度税制改正要望

・消費税対策(1)

社会保険診療報酬等に対する消費税について、消費税率10%引き上げ時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

(創設 ー消費税ー)

【趣旨】

昨年9月に、医療関係各団体のご意見を踏まえとりまとめた要望をベースに、昨年度は、「10%時」の解決を求めていたところを、10%引き上げが1年半延期されたことを踏まえ、10%引き上げ時に環境整備を行うことが時間的に可能と考え、「10%引き上げ時」の解決を求めることとしました。

抜本的解決のため、消費税率10%時引き上げ時に環境を整備し、現行制度から、軽減税率などへ転換すること等

(免税制度、ゼロ税率、非課税のまま税制による全額還付方式等を含む)を要望しています。

9

公益社団法人 日本医師会

7. 日本医師会 平成28年度税制改正要望より 2/2

日本医師会 平成28年度税制改正要望

・消費税対策(2)

青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除を認める措置を創設すること。

(創設 ー消費税ー)

【趣旨】

消費税率10%引き上げが、平成29年4月に延期されましたが、平成28年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。

そこで、設備投資による消費税負担を軽減する措置の創設を求めます。

厚生労働省も同様の要望を取り上げています。

できるだけ幅広い設備等が対象となるようご理解ご協力をお願いいたします。

10

公益社団法人 日本医師会

平成28年度税制改正大綱

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

目 次

第一 平成 28 年度税制改正の基本的考え方 -----	1
第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容 -----	18
一 個人所得課税-----	18
二 資産課税-----	42
三 法人課税-----	56
四 消費課税-----	78
五 国際課税-----	91
六 納税環境整備-----	98
七 関税-----	105
第三 検討事項 -----	108
【付記一】消費税の軽減税率制度-----	111
【付記二】移転価格税制に係る文書化 -----	121

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。
- 3 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- 4 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。
- 5 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあ

り方を含め、引き続き総合的に検討する。

また、取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

6 都市農業については、今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。

7 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置については、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的確保のために必要な措置の実現に向けた検討とともに、引き続き所要の検討を行う。

8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

9 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、平成27年度税制改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。

10 酒税については、同一の分類に属する酒類間における税率格差が、商品開発や販売数量に影響を与え、それがひいては、酒税の減収にもつながっている。

医療等に係る消費税問題

第12回 国民医療推進協議会総会

2015年10月7日
公益社団法人 日本医師会

国民の生命と健康を守るためには、
最善の医療を提供し続けていくことが必要。

そのためには医療機関等が健全な経営を
続けることが重要であり、
患者や医療機関等に不合理な負担を強いる
「医療等に係る消費税問題」の解決は
喫緊の課題。

1. 主な課題

既存のマクロ的な補てん不足

→平成元年3%導入時、平成9年3%→5%時。
全国の医療機関の負担額合計は、
日本医師会の推計で、年間2560億円に達する。

設備投資等(医療機関による仕入構成の違い)への対応

→診療報酬では対応できないという認識は
中医協各委員においても、すでに共有されている。

2. 税率8%引き上げ時の診療報酬への上乗せ率と 医療機関の支払う消費税

税率8%に対して

医療機関の支払う消費税(診療収入に対する割合)

医薬品・材料にかかる消費税 1.96%	その他の費用・設備投資 にかかる消費税 1.68%	3.64%
------------------------	---------------------------------	-------

診療報酬への上乗せ対応(平成26年改定を含む)

薬価・特定保険医療材料	診療報酬	0.62%	(※) 5%時 0.43 8%時 0.63 合計 1.06
-------------	------	-------	--

年間約2,560億円
(平成26年度予算ベース
の国民医療費41.3兆円に
0.62%を乗じたもの)

診療報酬(本体)への
上乗せが補てん不足

※医療機関の支払う消費税の数値は、第18回医療経済実態調査(2013年)より算出

3. 四病院団体協議会・日本病院団体協議会 「医療機関における消費税に関する調査結果(最終報告書)」 (2015年2月27日)より

※ 調査対象は病院

〈診療報酬による増税分(5%→8%)の補てん状況〉

- 病院の65.3%が補てん不足。
- 病院の補てん率(注)が50%未満から150%以上までと、ばらつきが大きい。

(注) 診療報酬による消費税増税分の補てん率
= 診療報酬に含まれる「消費税対応分」による補てん額
÷ 課税経費に含まれる消費税増税分

4. 医療機関等の消費税負担の具体的影響事例

※朝日新聞朝刊(平成27年8月24日)「にっぽんの負担、病院経営「8%」ショック」
より抜粋

・千葉大医学部付属病院

2014年度決算は7億円の赤字。04年度に国立大学法人になって初の赤字。8%への増税が病院経営を直撃した。

今回の増税で消費税の支払いが5億円増えた。診療報酬による穴埋めを差し引いても2億円の負担増。

赤字対策としてあらゆる経費節減に取り組む。残業を減らすため医療スタッフの会議を5時開始に早めた。

手術用の帽子や注射器などは共同購入で単価の引き下げを図る。薬は後発薬優先を更に徹底し、7月には80%に。

2月に3本目の井戸を稼働させて、病院の使う水の8割が地下水となり、年間1千万を削減。

・聖マリアンナ医科大学病院

院内の診察室などのパソコンの更新予定を延期。ウィンドウズXP(昨年4月にサポート終了)を継続して使用することで約20億円の経費を浮かせた。

業務委託の看護助手を、消費税がかからない直接雇用に切り替えた。

・亀田総合病院グループ

医師らの人件費に切り込んだ。職員のボーナスを5~6%引き下げた。

14年度の消費税支払額が前年度より約4億円増。これは前年度の税引き前利益約1.5億円を上回り、赤字の現実味が浮上。

5. 『平成27年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

※『平成26年度税制改正大綱』(自民党・公明党)に、上記 線の箇所が加わった。

(参考)『平成26年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

6. 日本医師会 医療機関等の消費税問題に関する検討会

医療機関等の消費税問題に関する検討会 委員名簿

	氏名	役職
財務省	井上裕之	<u>財務省主税局審議官</u>
	坂本基	財務省主税局税制第二課長
厚生労働省	武田俊彦	<u>厚生労働省審議官</u> (医療保険担当)
	吉田学	<u>厚生労働省審議官</u> (医療介護連携担当)
	渡辺由美子	厚生労働省保険局 医療介護連携政策課長
医療団体	土生栄二	厚生労働省医政局 総務課長
	瀬古口精良	日本歯科医師会 常務理事
	森昌平	日本薬剤師会 副会長
	田尻泰典	日本薬剤師会 常務理事
	梶原優	日本病院会 副会長
	西澤寛俊	全日本病院協会 会長
	伊藤伸一	日本医療法人協会 会長代行
	長瀬輝誼	日本精神科病院協会 副会長

(平成27年7月16日現在)

公益社団法人 日本医師会

8

7. 日本医師会 平成28年度税制改正要望より 1/2

日本医師会 平成28年度税制改正要望

・消費税対策(1)

社会保険診療報酬等に対する消費税について、消費税率10%引き上げ時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

(創設 一消費税一)

【趣旨】

昨年9月に、医療関係各団体のご意見を踏まえとりまとめた要望をベースに、昨年度は、「10%時」の解決を求めているところを、10%引き上げが1年半延期されたことを踏まえ、10%引き上げ時に環境整備を行うことが時間的に可能と考え、「10%引き上げ時」の解決を求めることとしました。

抜本的解決のため、消費税率10%時引き上げ時に環境を整備し、現行制度から、軽減税率などへ転換すること等

(免税制度、ゼロ税率、非課税のまま税制による全額還付方式等を含む)を要望しています。

9

日本医師会 平成28年度税制改正要望

・消費税対策(2)

青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上
または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し

医療事業の用に供した場合には、

取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除

を認める措置を創設すること。 (創設 一消費税一)

【趣旨】

消費税率10%引き上げが、平成29年4月に延期されましたが、平成28年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。

そこで、設備投資による消費税負担を軽減する措置の創設を求めます。

厚生労働省も同様の要望を取り上げています。

できるだけ幅広い設備等が対象となるようご理解ご協力をお願いいたします。

消費税の非課税取引の見直しを求める意見書

消費税においては、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮が必要なものについて、課税しない非課税取引が定められている。

このうち、例えば、社会保険医療の給付等は社会政策的配慮から非課税取引とされており、医療機関においては、医薬品や医療機器などの仕入れや病院用建物等の取得などに係る消費税額を最終消費者である患者に転嫁することができず、支払った消費税額はいわゆる損税として医療機関の負担とされている。一方で、診療報酬は公定価格として国が定めることとされているため、医療機関がその消費税負担分を診療報酬に反映して回収することも自由に行えないのが現状である。

特に医療機器や病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になり、これが医業経営を圧迫する一因となり、医業設備更新の隘路となっているとの指摘があり、課税取引に改正し、ゼロ税率又は軽減税率を導入すべきとの要望もなされているところである。

これは医療機関のみならず、介護事業者や福祉事業者にも同様の問題が指摘されている。

国におかれては、今後、消費税を含めた税制の抜本改革が検討される見通しであるが、その際には、消費税の非課税取引のあり方についても、関係業界の意見を十分に踏まえ、適切な見直しをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月18日

鳥 取 県 議 会



内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

参考

「意見書」の可決・提出に至った県議会

都道府県	意見書 日付
鳥取県	H18.12.18
長野県	H19.3.1
富山県	H19.9.27
茨城県	H19.9
佐賀県	H19.10.4
愛媛県	H19.10.5
山梨県	H19.10.11
徳島県	H19.10.16
北海道	H19.12.12
千葉県	H.19.12.14
群馬県	H19.12.19
三重県	H19.12.20
大分県	H19.12.20
栃木県	H20.3.21

過去年に同趣旨の「意見書」が同じ地方議会から提出されていても、受理されます。（衆議院議事部請願課に確認 H28.1）